

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会において検討された 震度分布・浸水域等に係るデータ利用規程

第1条 公開の目的

データの公開は、地震・津波対策の計画の策定、避難計画の検討および将来の防災技術の発展等に資することを目的とする。

第2条 データの性格

公開データは、検討時点における調査研究成果や知見を踏まえて作成されたものであるが、今後の調査研究の進展により逐次見直されるべきものである。

地震動データは、地震動の影響を評価するために、約 250m×250m のメッシュ単位で作成したものであり、当該のメッシュ内の細かな地形、地質の変化などを詳細に反映したものではなく、詳細な地震動の検討には馴染まないものである。

津波データは、津波の影響を広域的に評価するため、沿岸域を 10m×10m のメッシュ単位で想定したものであることから、これよりも小さなスケールの地形の変化を詳細に反映したものではない。

なお、今回、10m メッシュでの津波の浸水域・浸水深等を推計するため、データを収集・整理し、10m メッシュでの地形データや堤防データ等を作成したが、このデータは必ずしも各地域の地形や堤防の高さ等を正確に反映しているとは限らない(なお、元データの作成時期により、現況とは異なる可能性もあることに留意)。今後、各地域で活用するに当たっては、これらの点にも留意し、必要に応じ点検・修正し活用されたい。

また、これらデータの性格上、地震動、津波データともに、各メッシュにおける値が各施設等における被害の程度や発生範囲を必ずしも決定するものではないことにも留意する必要がある。

注) 留意点については、次ページに記載の概要報告の記載内容についても十分留意すること。

第3条 転載・引用に当たっての注意事項

利用者は、公開データを利用して他の作成資料などに転載・引用する場合には、「内閣府 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」と出典を明記のこと。

第4条 利用の制限

利用者は、公開データを、次の各号において制限される場合を除き、編集・加工し、その成果物を自由に頒布、譲渡、貸与することができる。

- 一 公開データをこのまま複製(ファイル形式を変換しての複製を含む)して、第三者に頒布、譲渡することを禁じる。
- 二 関係法令への抵触、その他、他人の権利を侵害するなどの公序良俗に反する目的、手段、方法での公開データの利用を一切禁じる。

第5条 免責事項

公開データの利用目的および方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、内閣府(防災担当)は一切関与しない。事由の如何を問わず、公開データの利用により利用者又は第三者に生じた損害については、利用者がその全ての責任を負うものとする。

<現在提供中のデータ>

1. 強震断層モデルに関するもの

(1) 計測震度

(2) 強震断層パラメータ

(小断層の緯度経度、深さ、走向、傾斜角、すべり角等)

2. 津波断層モデルに関するもの

(1) 初期水位データ

鉛直方向の地殻変動量に水平方向の地殻変動量の寄与を加算し、Kajiura フィルターを適用したデータ

(2) 地殻変動量データ

断層によるコサイスマミックな地殻変動量(鉛直方向)のデータ

(注) この地殻変動量データは、津波シミュレーションの外力として用いる初期水位データではなく、地震による海底面および地盤面の隆起・沈降を示すデータである

(3) 津波断層パラメータ

(小断層の緯度経度、深さ、走向、傾斜角、すべり角等)

(注) 地殻変動量データは、この津波断層パラメータから計算したものではなく、東京大学地震研究所で開発された有限要素法解析コードを用いて海洋研究開発機構で計算された結果を使用した

(4) 陸域における津波浸水深データ(最大包絡値)

3. 留意点について(令和2年4月21日公表 概要報告より抜粋)

(1) 今回推計した震度分布・津波高・浸水域は、広範囲に及ぶ領域での全体を捉えた防災対策の参考とするために推計したものであり、必ずしも各局所的な地先において最大となる震度分布・津波高等を示しているものではない。例えば、津波計算については便宜上最小 10mメッシュの計算格子の地形と堤防データによって構成したシミュレーションモデルを用いて計算しており(建物は粗度係数と呼ばれる摩擦係数に置き換えて計算)、このような一定条件下における計算モデルによる推計結果であることに留意する必要がある。また、使用した地形や堤防データは、道県からの提供データを用いているが、作成された時期により現状とは異なる場合があることにも留意する必要がある(注:宮城県については、最新のデータは整備中のため、震災前のデータを用い計算している)。

(2) 地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、今回推

計した震度分布・津波高等はある程度幅を持ったものであり、必ずしも今回の推計結果とおりになるとは限らず、場合によってはこれを超えることもあり得ることに注意することが必要である。

- (3) 本モデル検討会での検討は、一般的な防災対策を検討するための最大クラスの地震・津波を想定したものである。より安全性に配慮する必要がある個別施設の検討については、それぞれ個別施設の設計基準等に基づき地震・津波の推計を行う必要がある。
- (4) 「最大クラスの津波発生時の強震断層モデルによる震度分布」は、最大クラスの津波断層モデルがずれ動いた際に、地震動による堤防への影響を評価するためのもので、それぞれの地域における最大の震度を想定したのではない。それぞれの地域での最大の震度については、プレート内で発生する地震、地殻内で発生する地震等、別途検討が必要である。
- (5) 本モデル検討会で想定した最大クラスの津波は、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告に示されている二つのレベルの津波のうち、「発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」に相当するものである。一般的に、最大クラスの津波の発生頻度は極めて低いものである。巨大な津波が切迫した状況にあるとは言え、次に発生する津波が必ずしも最大クラスの津波であるとは限らない。
- (6) 上記の報告では、最大クラスの津波に対しては、「住民等の生命を守ること最優先とし、住民の避難を軸に、総合的な津波対策により対応する必要がある」としている。最大クラスの津波の検討結果の活用にあたっては、このことに留意する必要がある。
- (7) 本概要報告で取り纏めた震度分布・津波高等は、被害想定を検討する過程において、改めて検証した結果、修正されることがある。

※ 今回提供するデータは、令和2年4月21日、令和2年9月11日に公表した概要報告に係る資料である。

※ 津波計算の条件等については、令和2年4月21日公表 概要報告(参考図表集P8参照)

http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/pdf/sankozuhyou.pdf